

平成二十七年四月一日における号給の調整に関する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十日

奈良県人事委員会委員長 栗 山 道 義

奈良県人事委員会規則第二十一号

平成二十七年四月一日における号給の調整に関する規則

（調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員）

第一条 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年三月奈良県条例第四十一号。次条において「改正条例」という。）附則第八条第一項の号給の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 平成十九年四月一日（以下「調整対象昇給日」という。）における一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号。以下「給与条例」という。）第六条第四項の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員（調整対象昇給日から平成二十七年四月一日（以下「調整日」という。）までの期間（以下「特定期間」という。）に給料表の適用を異にする異動又は給料表の適用を異にしない初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十五号。以下「初任給規則」という。）別表第六に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員を除く。）

二 調整対象昇給日において決定された昇給の号給数が初任給規則第三十五条第六項（初任給規則第三十六条において準用する場合を含む。）の規定による昇給の号給数（以下この号において「期間割昇給号給数」という。）である職員であって、当該期間割昇給号給数と、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年三月奈良県人事委員会規則第二十五号。以下「平成十八年改正初任給規則」という。）附則第九項（平成十八年改正初任給規則附則第十項において準用する場合を含む。）の規定の適用がないものとした場合の当該調整対象昇給日における期間割昇給号給数とが等しくなるもの（次号及び次条第三号アにおいて「期間割非抑制職員」という。）（特定期間に給料表異動等をした職員を除く。）

三 特定期間に給料表異動等をした職員であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動等（当該給料表異動等が二以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。次条第三号ア及びイにおいて同じ。）があつたものとした場合

に、当該調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は期間割非抑制職員に該当することとなるもの

四 前三号に掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの

（調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員）

第二条 改正条例附則第八条第一項の当該職員との権衡上必要があると認められるもの

として人事委員会規則で定める職員は、調整対象昇給日に給与条例第六条第四項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

一 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、平成十八年改正初任給規則附則第八項の規定により号給を決定された職員であり、かつ、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が調整対象昇給日（平成二十二年四月一日以後に新たに職員となった者にあつては、平成十九年二月一日（同項に規定する特定職員にあつては、同年一月一日））前となるもの（新たに職員となった日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び次号に掲げる職員を除く。）

二 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き初任給規則第十六条第一号から第八号まで、第十号及び第十一号に掲げる者になった職員であつて、特定期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に給料表異動等をした職員を除く。）

三 特定期間に給料表異動等をした職員であつて、次に掲げるもの

ア 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であつて、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かつ、期間割非抑制職員に該当しないこととなるもの（次号に掲げる職員及び人事委員会の定める職員を除く。）

イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）であつて、平成十八年改正初任給規則附則第八項の規定により号給を決定された職員であり、かつ、同項に規定する採用日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものと

した場合に、当該採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が調整対象昇給日（平成二十二年四月一日以後に新たに職員となった者にあつては、平成十九年二月一日（同項に規定する特定職員にあつては、同年一月一日））前となる職員に該当することとなるもの

四 平成十八年四月一日から調整対象昇給日の前日までの間において、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三月奈良県条例第二十八号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十二月奈良県条例第二十号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定により育児休業をしていた期間がある職員であつて、平成十八年四月二日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったものうち、人事委員会の定める職員

五 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（平成十八年改正初任給規則の一部改正）

2 平成十八年改正初任給規則の一部を次のように改正する。

附則第八項中「平成十九年四月一日以後」を「平成十九年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

（給料等の支給に関する規則の一部改正）

3 給料等の支給に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号中「附則第三項又は」を「附則第三項、」に改め、同号中「平成

二十六年改正条例附則第二項」の下に「又は一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年三月奈良県条例第四十一号。以下「平成二十七年改正条例」という。）附則第八条第二項（平成二十七年改正条例附則第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた平成二十七年改正条例附則第八条第一項」を加え、同条第三号中「附則第三項又は」を「附則第三項、」に改め、「附則第二項」の下に「又は平成二十七年改正条例附則第八条第四項の規定により読み替えられた平成二十七年改正条例附則第八条一項」を加える。